

空き家対策推進のための全国協議会の設置について

参考

空き家対策に取り組む地方公共団体等が、専門知識やノウハウが必要な具体的課題等について共有し、専門家と連携して対応方策を協議・検討する場を設け、実践的な空き家対策について政策提言を行い、その実現を図るとともに、蓄積したノウハウ等の周知・普及を図る。(8月31日設立総会)

全国空き家対策推進協議会

会長
副会長

- ・参加を希望する地方公共団体等が参加
- ・情報の共有のみ、協議・検討の場にも参画など多様な参加が可能
- ・会費は無料

< 協議会の構成員 >

- 地方公共団体
市区町村
都道府県

- 連携専門家団体等
不動産関係団体
法務関係団体
金融機関
すままちセンター連合会 等
- 顧問(アドバイザー)
学識経験者、国総研担当官 等

適宜部会に参加

企画・普及部会

- ・協議会全体の取組方針等について協議・検討
- ・先進的な取組を見極めて情報提供
- ・政策提言案の検討

正副会長、部会長の市区町村等により構成

所有者特定・財産管理制度部会

- ・空き家所有者の効率的な探索方法等の検討
- ・所有者不在空き家等に係る財産管理制度の活用推進方策等の検討

部会長: ○○市
委員: □□□市
○□市
△○町

空き家バンク部会

空き家バンクへの登録促進方策、空き家・空き地の活用促進方策等の検討

部会長: ○○市
委員: □□□市
○□市
△△△市
△○町

※記載の部会は仮案

< 運営事務局 > (一社)すまいづくりまちづくりセンター連合会
< オブザーバー > 国土交通省 土地・建設産業局 不動産業課
住宅局 住宅総合整備課